

(一関市千厩農村勤労福祉センター条例の一部改正)

改正前				改正後			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
利用区分	単位	利用料金の限度額		利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料			基本利用料金	冷暖房料
第1研修室	1時間	400円	<u>100円</u>	第1研修室	1時間	400円	<u>80円</u>
第2研修室		400円	<u>100円</u>	第2研修室		400円	<u>80円</u>
第3研修室		<u>200円</u>	50円	第3研修室		<u>300円</u>	<u>60円</u>
教養室		400円	<u>100円</u>	教養室		400円	<u>80円</u>
体育室		<u>800円</u>	<u>800円</u>	体育室		<u>600円</u>	<u>400円</u>
[略]						[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。							